

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

 **インターニクス株式会社**

代表取締役社長 加藤孝雄
(コード番号：2657 東証第一部)

問い合わせ先
法務・広報室長 上條 勝
電話 (03) 5322-1700 (代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得等に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 1 (1) 変更の理由②」において定義いたします。）の取得について、平成24年10月30日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社完全子会社化のための定款一部変更

1 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-1」）

(1) 変更の理由

平成 24 年 8 月 21 日付の当社プレスリリース「メメック・グループ・リミテッドによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、メメック・グループ・リミテッドは、平成 24 年 7 月 6 日から平成 24 年 8 月 20 日まで、当社の普通株式及び本新株予約権（平成 17 年 6 月 21 日開催の当社第 35 期定時株主総会及び同年 8 月 17 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権をいいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、平成 24 年 8 月 27 日の決済開始日をもって、当社普通株式 8,930,427 株（当社の総株主の議決権の数〔発行済株式の総数から議決権を有しない株式として当社が平成 24 年 6 月 30 日現在保有する自己株式数 218,945 株を控除した株式数に係る議決権の数〕に対する議決権の数の割合：92.21%〔小数点以下第三位四捨五入〕）を所有するに至りました。

平成 24 年 7 月 5 日付の当社プレスリリース「アヴネット・インクの完全子会社であるメメック・グループ・リミテッドによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等にてお知らせしておりますとおり、アヴネット（Avnet, Inc.〔ニューヨーク州法人、本社米国アリゾナ州、ニューヨーク証券取引所上場〕及び同社の連結子会社を総称していいます。以下同じ。）は、電子部品における世界最大のマーケットの一つである日本を極めて重要な市場と位置付けており、長期戦略の一環として日本ビジネスの拡張に注力しております。

一方、当社は、近年、顧客先である国内電子機器メーカーの生産等拠点が海外にシフトする中

で、中国及びASEAN 諸国を中心に、この顧客先の動きに対応すべく海外展開を積極的に推し進めてまいりました。しかしながら、当社による販売拠点・サービス拠点の海外展開は、今後一段と進むことが予想される国内電子機器メーカーの生産等拠点の海外シフトの動きを勘案した場合、質的にも量的にも未だ十分なものとはいえない状況にあります。また、これらの顧客先は、その要求に迅速かつ的確に対応し得る半導体商社等にその販売代理店を集約する方向にあることなどに鑑みれば、当社は、より一層、商圏の拡大・強化に尽力し、多角化するサプライヤー及び顧客先のニーズに的確に応え得る体制を早急に構築する必要があります。上記のような経営環境の中、当社は、常々、価値観や理念を共有し、当社の更なるグローバル化に貢献し、ひいては互いに企業価値を高めていける戦略的パートナーを模索してまいりました。

このような状況の中、アヴネットと当社は、平成 23 年 12 月より戦略的パートナーシップの構築に向けた本格的な協議を開始し、両社が緊密に連携することにより期待できるシナジーの検討や、シナジーを最大化するために両社が取り得る選択肢等に関し、協議・交渉を重ねてまいりました。

その結果、アヴネット及び当社間において、両社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題とする事業領域を相互に補完し、お互いの企業価値を向上させることが可能となり、かつ、かかる両社の連携の成果を最大化するためには、当社がメメック・グループ・リミテッドの完全子会社となり、アヴネットと当社が一体となって事業展開をしていくことが最も有効かつ適切であると判断するに至り、平成 24 年 7 月、メメック・グループ・リミテッドは本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社といたしましても、アヴネット及び当社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題とする事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となると判断するに至りました。

以上を踏まえ、当社は、以下の①から③の方法（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）により、メメック・グループ・リミテッドの完全子会社となることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を設けることといたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、株主の皆様（当社を除きます。以下同じ。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は株主の皆様に対し、全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式900,000分の1株を交付いたします。この際、メメック・グループ・リミテッド以外の株主の皆様に対して取得対価として割り当てられるA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定であります。

株主の皆様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を会社法第234条の定めに従って売却し、この売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をメメック・グループ・リミテッドに売却すること又は会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合に

は、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において株主の皆様が保有する当社普通株式数に金 655 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件-1」は、本完全子会社化手続のうち①を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じ。）のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。かかる種類株式としては、以下の定款変更案に定める内容の A 種類株式を設けることとしております。なお、下記「全部取得条項付普通株式の取得の件」でご説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付普通株式の取得対価は A 種類株式としております。

また、これまで当社は、当社定款第 8 条におきまして、当社の事務負担の軽減を図るため、100 株を単元株式数として規定していたところ、同条は当社普通株式に単元株式数を定めるものであり、A 種類株式については 1 株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

なお、「定款一部変更の件-1」に係る定款の一部変更は、「定款一部変更の件-1」が本臨時株主総会において承認された時点でその効力を生じるものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000 株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000 株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は 23,999,900 株、<u>第 6 条の 2 に定める内容の株式 (以下、A 種類株式という。)</u> の発行可能種類株式総数は 100 株とする。</p> <p><u>(A 種類株式)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 当社は、残余財産を分配するとき、A 種類株式を有する株主 (以下、A 種株主という。)</u> または <u>A 種類株式の登録株式質権者 (以下、A 種登録株式質権者という。)</u> に対し、普通株式を有する株主 (以下、普通株主という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下、普通登録株式質権者という。) に先立ち、<u>A 種類株式 1 株につき 1 円 (以下、A 種残余財産分配額という。)</u> を支払う。A 種株主または A 種登録株式質権者に対して A 種残余</p>

<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。【Mofo：青ハイライト部分に下線を追加しました。】</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は1株とする。</u></p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第18条の2 第14条、第15条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>
---	--

2 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件-2」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておきますとおり、当社は、アヴネット及び当社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題とする事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となると判断するに至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

「定款一部変更の件-2」は、本完全子会社化手続のうち②を実施するものであり、「定款一部変更の件-1」による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、追加変更案第6条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件-2」に係る議案が承認され、当該定款変更の効力が生じた場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」並びに本種類株主総会に係る議案に加えて、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合、当社は株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得いたします（本完全子会社化手続の③）が、当該取得と引換えに当社が株主の皆様へ交付する取得対価は、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主の皆様へ割り当てるA種種類株式の数は、メメック・グループ・リミテッド以外の株主の皆様に対して、当社が割り当てるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように900,000分の1株としております。

なお、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生は、「定款一部変更の件-1」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案のご承認が得られること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」の追加変更案と同内容の定款変更案に係る議案のご承認が得られることを条件といたします。

また、「定款一部変更の件-2」に係る定款変更の効力発生日は、平成24年12月6日といたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件-1」に係る変更後の定款	追加変更案
(新設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を900,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「定款一部変更の件-1」でご説明申し上げておりますとおり、当社は、アヴネット及び当社が戦略的パートナーとして緊密に連携することにより、それぞれが課題とする事業領域を相互に補完し、中長期的に互いの企業価値を向上させることが可能となると判断するに至り、本完全子会社化手続を行うことといたしました。

全部取得条項付普通株式の取得は、本完全子会社化手続のうち③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり株主の皆様に対し取得対価を交付するものであります。

「定款一部変更の件-2」に係る変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得対価は、「定款一部変更の件-1」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、全部取得条項付普通株式1株につき割り当てられるA種種類株式の数は900,000分の1株とさせていただきます。この結果、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合、メメック・グループ・リミテッド以外の株主の皆様に対して当社が割り当てるA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定であります。このように割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主の皆様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が承認された場合に、株主の皆様へ割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得たうえで、メメック・グループ・リ

ミテッドに対して売却すること又は会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく裁判所の許可を得たうえで、当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において、株主の皆様が保有する当社普通株式数に金 655 円（本公開買付けにおける当社普通株式 1 株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項
会社法第 171 条第 1 項並びに「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」による変更後の当社定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記 (2) にて定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 900,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日
平成 24 年 12 月 6 日

(3) その他
「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本臨時株主総会における「定款一部変更の件-1」及び「定款一部変更の件-2」並びに本種類株主総会における「定款一部変更の件-2」と同内容の議案に係る定款変更の効力が生じることを条件といたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

3 上場廃止

当社の普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部（以下「東証一部」といいます。）に上場されておりますが、本臨時株主総会において「定款一部変更の件-1」、「定款一部変更の件-2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件-2」の追加変更案と同内容の定款変更案に係る議案のご承認が得られた場合には、東証一部の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社の普通株式は、平成 24 年 10 月 30 日から平成 24 年 12 月 2 日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年 12 月 3 日をもって上場廃止となる予定であります。上場廃止後は当社の普通株式を東証一部において取引することはできません。

III. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概略（予定）は以下のとおりであります。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成 24 年 8 月 28 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成 24 年 9 月 12 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 24 年 9 月 18 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催	平成 24 年 10 月 30 日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-1」）の効力発生日	平成 24 年 10 月 30 日（火）
当社普通株式の東証一部における整理銘柄への指定	平成 24 年 10 月 30 日（火）
当社普通株式の東証一部における売買最終日	平成 24 年 11 月 30 日（金）
当社普通株式の東証一部における上場廃止日	平成 24 年 12 月 3 日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件-2」）の効力発生日	平成 24 年 12 月 6 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種類株式交付の効力発生日	平成 24 年 12 月 6 日（木）

VI. 支配株主との取引等に関する事項

上記Ⅱに記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社は、コーポレートガバナンス報告書にてご報告申し上げておりますとおり、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議のうえ決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

本件取得を行うに際しても以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引（以下「本取引」といいます。）の公正性を担保するための措置として、平成 24 年 7 月 5 日付の当社プレスリリースの 2.（3）記載の各措置を講じております。

また、当社は、本取引に関する当社取締役会を公正に実施し、その意思決定の過程における恣意性を排除することで利益相反のおそれを回避するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが、本公開買付け後の少数株主を含む一般株主（以下「少数株主等」といいます。）にとって不利益なものでないことを確認することを目的として、平成 24 年 7 月 5 日付の当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、公開買付者であるメメック・グループ・リミテッド、アヴネット及び当社取締役会からの独立性が高い当社社外監査役並びに外部の有識者 2 名の、合計 3 名から構成される第三者委員会を設置していたところ、かかる第三者委員会より、平成 24 年 7 月 4 日付で、（a）本取引により当社の企業価値の向上があると認められ、本取引の目的は正当であり、（b）本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、また、（c）本取引により当社の少数株主等に交付される対価は妥当であり、（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を前提にすると、本取引は当社の少数株主等にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を取得しております。

加えて、本日開催の取締役会においては、当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本件取得に係る議案を本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、同議案の審議については、当社の監査役全員が参加し、いずれも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

更に、当社は、これらの取締役会決議の方法、そのほか公正性を担保するための措置に関して、当社のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所の助言を得ております。

以上